

# 介護職員等特定処遇改善加算について

# 目的

これまでも介護職員の職場定着のため、介護職員処遇改善加算等の取り組みが行われてきました（夕凧会においても、介護職員に対して特別手当を支給）が、介護人材確保のための取組をより一層進めるため、特に技能・経験のあるリーダー的な役割を担う介護職員に重点を置きながら、さらなる介護職員の処遇改善を進める目的で、令和元年10月の介護報酬改定により、『介護職員等特定処遇改善加算』が創設されました。

# 介護職員等特定処遇改善加算の算定要件

- ・現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること
- ・職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の各区分からそれぞれ1以上の取組を行っていること。
- ・特定処遇改善加算の取得状況や賃金以外の処遇改善について見える化を行っていること。

# 特定処遇改善加算の取得状況①(令和元年10月～令和2年3月)

・サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいずれかを算定していること

事業所名	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	入居継続支援加算
タナギケアセンター(入所・短期)	○	—	—	—
タナギケアセンター(通所)	○	—	—	—
ケアハウスタナギ苑(特定施設)	×	—	—	×
グループホームタナギの家	○	—	—	—
タナギヘルパーステーション	—	×	—	—
グリーン・コム(入所・短期)	○	—	○	—
タナギデイサービスセンターもものはな	○	—	—	—

※各事業所において下記加算を算定(令和元年10月～令和2年3月)

①特定処遇改善加算(Ⅰ)⇒ケアセンター(入所・通所)、もものはな、ケアセンター(通所)、タナギの家、グリーン・コム

②特定処遇改善加算(Ⅱ)⇒タナギ苑、タナギヘルパーステーション

# 特定処遇改善加算の取得予定②(令和2年4月～令和3年3月)

・サービス種別により定められた、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のいずれかを算定していること

事業所名	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	特定事業所加算(Ⅰ)または(Ⅱ)	日常生活継続支援加算	入居継続支援加算
タナギケアセンター(入所・短期)	○	—	—	—
タナギケアセンター(通所)	×	—	—	—
ケアハウスタナギ苑(特定施設)	×	—	—	×
グループホームタナギの家	○	—	—	—
タナギヘルパーステーション	—	×	—	—
グリーン・コム(入所・短期)	○	—	○	—
タナギデイサービスセンターもものはな	○	—	—	—

※各事業所において下記加算を算定(令和2年4月～令和3年3月)

①特定処遇改善加算(Ⅰ)⇒ケアセンター(入所)、もものはな、ケアセンター(通所)、タナギの家、グリーン・コム

②特定処遇改善加算(Ⅱ)⇒ケアセンター(通所)、タナギ苑、タナギヘルパーステーション

# 職場環境要件の実施状況

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	<p>ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</p> <p>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</p> <p>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</p>
その他	<p>介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</p> <p>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</p> <p>非正規職員から正規職員への転換</p>